

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	69	事業名	漁業集落防災機能強化事業	事業番号	C-5-1
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市(直接)	
総交付対象事業費	1,331,000 (千円)		全体事業費	1,331,000 (千円)	
事業概要					
<p>東日本大震災により被災した漁村地域の東松島市管理の第 1 種漁港背後地において、宮戸地区に存する 4 つの漁村集体 (室浜、大浜、月浜、里浜) においては、津波の影響により室浜、大浜、月浜については集落内殆どの住居などが流出し、里浜においては地形的に津波による建物流出まで被害は至らなかったが、床上浸水及び地盤沈下による冠水被害に見舞われている。</p> <p>集落は漁港背後に住居などが密集する漁村特有の形態を形成し、集落内道路においても殆どが幅員の狭い状況で自動車のすれ違いが出来ず不便を来していた。</p> <p>今回の被災により集落全体が流出する程の被害を受けた室浜、大浜、月浜地区においては防災集団移転事業により高台へ移転する事となるが、漁業者には移転先へ従来有していた漁具倉庫や、漁具等の整備スペースなどは最小限しか手当てされず、漁業者からの聞き取りでは、被災前の状況に復旧する為に倉庫、漁具整備用地道路整備の必要であると聞かされている。</p> <p>本事業により、漁港に近い移転跡地に漁業用施設用地、漁業用道路の整備、地盤沈下等により排水不良となっている跡地の地盤嵩上げ、雨水排水処理施設、集団移転先及び跡地にて現地再建をする方々の生活排水処理施設、防犯灯の整備、また里浜地区においては、地盤沈下による内排水の不良が発生していることから、雨水排水対策として、排水路及び排水ポンプの整備など生活基盤や防災安全施設等の整備を行い、住民、漁港利用者の安全と漁港施設利用の利便性を確保し、地域の漁業再生・復興の加速化を図る。</p> <p>事業実施漁港名：室浜漁港 集落道、水産関係用地、集落排水施設、雨水排水路、水産飲雑用水施設 大浜漁港 集落道、水産関係用地、雨水排水路 月浜漁港 集落道、水産関係用地、集落排水施設、雨水排水路 里浜漁港 雨水排水路</p> <p>東松島市復興まちづくり計画(記載箇所 P. 30~P32 第 2 章 分野別取組み) 生業の再生と多様な仕事を創るまちづくり 生業の基盤整備と再生</p> <p>概要：漁港・漁場の拠点化、養殖施設・加工施設の整備と生産加工販売まで手がける漁業経営</p>					
当面の事業概要					
<p>&lt;平成 25 年度&gt;</p> <p>集団移転の基幹的事業となる防災集団移転事業の実施と併せ、室浜、大浜、月浜の 3 地区においては移転跡地、また里浜においては、集落前面の漁港施設の災害復旧と合せ、背後集落の防災機能を強化し住民の安全と漁業作業の円滑化を図る。</p> <p>事業実施漁港名：室浜漁港 集落道、水産関係用地、集落排水施設、雨水排水路、水産飲雑用水施設 大浜漁港 集落道、水産関係用地、雨水排水路 月浜漁港 集落道、水産関係用地、集落排水施設、雨水排水路 里浜漁港 雨水排水路、雨水排水ポンプ</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>地震とそれに伴い発生した津波により集落の流出、浸水など甚大な被害を受けているため、集落の集団移転に伴う移転跡地の整備を行い漁村地域の早期の漁業再生と復興を図る。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
漁港施設災害復旧事業 対象漁港：市管理第 1 種漁港 室浜、里浜、東名、浜市、大浜、月浜 計 6 漁港 (防波堤、物揚場、船揚場、臨港道路等復旧)					

本市の基幹産業である漁業を担う漁村地域の漁業再生と復興のため地域の拠点的性格をもつ漁港から復旧事業に着手し順次、復旧を行っていく。

水産業共同利用施設復旧支援事業

宮城県漁協鳴瀬支所 東名共同かき処理場復旧

宮城県漁協宮戸支所 室浜水産荷捌施設復旧

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	70	事業名	道路事業 小野・浜市線整備事業	事業番号	D-1-5
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市(直接)	
総交付対象事業費	66,000 (千円)		全体事業費	363,000 (千円)	
事業概要					
道路事業 (避難道路の整備) 整備延長 L=1,500m 復興まちづくり計画の中では、防災・減災型都市構造の構築として、市街地相互の接続道路の整備に位置付けている。【まちづくり計画書 P11】 本計画路線は、浜市漁港の漁民及び牛網・浜市地区の住民が津波発生時に避難する際、国道の渋滞時に小野地区へ避難する路線である。さらに、東西方向の避難道路「立沼・浜市線」と接続していることから、矢本方面の住民が、同路線を経由して小野地区へ避難する経路でもある。また、本路線の整備については、国土交通省が管理する鳴瀬川の堤防及び宮城県が管理する新鳴瀬川の堤防災害復旧工事(堤防嵩上げ)と併せての施行が必要であり、工事施工についてはそれぞれ国及び宮城県により平成 25 年度から施行することで調整を行っているが、現道が狭隘であり拡幅に係る費用については市負担となるため、早期の調査測量設計が必要となっている。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 25 年度> 調査測量及び設計 L=1,500m <平成 26・27 年度> <b>用地買収・補償 1 式</b> 本工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災では大津波により本市の市街地の約 65%という広範囲な面積が浸水し、住宅の流失、全壊などにより多くの命が犠牲となる被害をもたらした。 浜市地区においても、今回の津波により多くの住宅が流失し、多数の住民が犠牲となった。当地区のような沿岸部においては、市街地間相互を接続する道路の整備等が重要である。また、今回の津波による被害の大きな要因として、避難中の交通渋滞があり、十分な幅員の確保はもちろんのこと、複数ルートによる避難道路の接続ネットワークが必要である。 また、当浜市地区の南端には、本地区の特産品である海苔の水揚げの主要漁港である浜市漁港があり、地区漁民の漁業継続の熱意も強く漁港の災害復旧事業を実施している。本計画路線は浜市漁港から浜市地区街地を経由し小野地区の市街地に至る道路であり、津波発生時の避難経路になるものである。 【浜市地区死者・行方不明者 49 名】					
関連する災害復旧事業の概要					
【浜市漁港災害復旧事業(市)、鳴瀬川堤防災害復旧事業(国)、北上運河災害復旧事業】 当地区の特産品である海苔の水揚げの主要漁港である浜市漁港施設の災害復旧事業、直轄河川鳴瀬川堤防の災害復旧事業(嵩上げ)、県管理北上運河等の堤防の災害復旧事業(嵩上げ)					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	65	事業名	大曲地区農業復興総合支援事業		事業番号	C-4-1
交付団体		宮城県		事業実施主体 (直接/間接)		東松島市(間接)
総交付対象事業費		1,106,951 (千円)		全体事業費		1,106,951 (千円)
事業概要						
<p>東日本大震災により被災した大曲地区の農業施設及び農業用機械等に関し、被災農業者により設立予定の法人に対し貸与を目的とし、集約再整備を行い農地復旧に合わせて早期の営農再開と被災農業者の再整備費負担の軽減を図るもの。</p> <p>整備施設：共同乾燥調製施設 (1 棟)、共同育苗施設 (1 棟)、農機具格納庫 (2 棟)、育苗ハウス (20 棟)、園芸用ハウス (50 a) 他</p> <p>整備機械：トラクター (3 台)、田植機 (2 台)、コンバイン (2 台)、作業用アタッチメント (1 式)、野菜定植機 他</p> <p>東松島市復興まちづくり計画(記載箇所 P. 30~P32 第 2 章 分野別取組み)</p> <p>3. 生業の再生と多様な仕事を創るまちづくり</p> <p>(1) 生業の基盤整備と再生</p> <p>① 農・林・漁業の再生と復興</p>						
当面の事業概要						
<p>&lt;平成 24 年度&gt; 【235,456 千円 既決 (第 4 回申請)】</p> <p>地質調査、測量・境界復元、用地造成、実施設計、育苗ハウス、農業用機械導入</p> <p>&lt;平成 25 年度&gt; 【871,495 千円 (第 5 回申請)】(県附帯事務費：1,000 千円含む)</p> <p>共同乾燥調製施設、共同育苗施設、園芸用ハウス等整備、農業用機械導入</p>						
東日本大震災の被害との関係						
<p>東松島市では、東日本大震災に起因する大津波により市全域の約 36%が浸水した。</p> <p>大曲地区においては東松島市の沿岸部に位置し、浸水被害は全域に及び多くの尊い生命、生活基盤のほか全ての農地が浸水するとともに、農業施設や農業用機械等も甚大な被害を受けました。</p> <p>被災した農地、排水機場、定川堤防の復旧は平成 24 年度から本格的に着手されることとなり、平成 27 年度にはほぼ全域が生産再開できる見通しとなっている。</p> <p>しかしながら、被災農業者の多くは生活基盤の再建が最優先課題とされており、震災を機に離農意向者もあり、復旧後の農地については地域内の中心的な担い手への集約を希望している。</p> <p>このことから、地域内の営農再開意欲の高い被災農業者により新たに農業生産法人の設立に向けて準備が進められている。しかしながら、営農再開に向けて施設や機械等の再整備は深刻な問題とされていることから、本交付金により地域内の被災施設等に関し集約再整備を行い法人に貸与することで地域営農再開に寄与するもの。</p>						
関連する災害復旧事業の概要						
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (農地整備事業) 事業地区面積 166.9ha</li><li>・ 農業用施設災害復旧事業 (排水機場、排水路等)</li><li>・ 除塩工事 対象面積：地区全域 (166.9ha)</li></ul>						
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。						
関連する基幹事業						
事業番号						
事業名						
交付団体						
基幹事業との関連性						

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	66	事業名	野蒜地区農業復興総合支援事業	事業番号	C-4-2
交付団体	宮城県		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市(間接)	
総交付対象事業費	28,093 (千円)		全体事業費	28,093 (千円)	
事業概要					
<p>東日本大震災により被災した野蒜地区につきましては、沿岸部においては生活基盤と合わせ農業施設、農業用機械等に関し全てを流失する被害を受けている。</p> <p>また、内陸部においても河川に近い地域においては浸水による被害、又は地震の揺れによる被害を受けている状況にあります。</p> <p>被災農業者については集団移転等により地区を離れる方も多く、移転を機に離農する方も多数おり、同地区内の農業生産法人に農地を委任する状況となっています。</p> <p>農業生産法人においては、施設、機械等の適応能力を既に超えて集積がなされており、結果として今後転作面積も増加が見込まれることから、計画的な栽培計画等を検討する中で必要となる作業機等の整備を行い、法人に貸与を行うもの。</p> <p>転作畑作用作業機械：トラクター、汎用型コンバイン、野菜播種機、野菜収穫機、ポテト播種機、有機肥料散布機 等</p> <p>東松島市復興まちづくり計画(記載箇所 P.30~P32 第 2 章 分野別取組み)</p> <p>3. 生業の再生と多様な仕事を創るまちづくり</p> <p>(1) 生業の基盤整備と再生</p> <p>①農・林・漁業の再生と復興</p>					
当面の事業概要					
<平成 24 年度>					
転作畑作用作業機械購入					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東松島市では、東日本大震災に起因する大津波により市全域の約 36%が浸水した。</p> <p>野蒜地区の新町地区においては東松島市の沿岸部に位置し、浸水被害は全域に及び多くの尊い生命、生活基盤が浸水するとともに、農業施設や農業用機械等も甚大な被害を受けました。</p> <p>農地については生活基盤より内陸に位置することから、除塩事業等により平成 24 年産より栽培可能な区域が多くあったが、営農を担ってきた農業者については営農再開が困難な状況から、同じ地区の内陸に位置する農業生産法人に営農を委任しており、今後離農意向にある。</p> <p>このことから、農業生産法人においては震災前の経営面積から概ね倍増する状況となっており、所有する施設、機械等の適応能力が限界となっている。また、今後、市内の作付面積が復旧するにつれて、生産調整も再開されることから転作作物の栽培に関し、計画的な営農計画を検討する中で、転作畑作用の作業機等が不足することから整備を行い増加した受益地の有効利用を図りたい。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
・ 農業用施設災害復旧事業 (排水機場、排水路等)					
・ 除塩工事 対象面積：地区全域 (84.1ha)					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	35	事業名	矢本流留線道路事業 (市街地相互の接続道路)	事業番号	D-1-3
交付団体	宮城県		事業実施主体 (直接/間接)	宮城県 (直接)	
総交付対象事業費	719,000 (千円)		全体事業費	4,580,000 (千円)	
事業概要					
<p>今回の津波被害により、東松島市大曲地区は壊滅的被害を、浜須賀地区は重大な被害を受けたが、住民意向調査等に基づき区画整理事業を活用して現地再建を図ることとなった。</p> <p>本路線は東松島市矢本市街地の西端から東西に走り、石巻市の矢本流留線に接続する道路である。本路線の北部には東矢本駅北地区復興土地区画整理事業により 559 戸の住戸の建設が見込まれ、公園などの公共施設も配置される予定であり、計画人口 1,700 人が発生する見込みである。</p> <p>この計画人口を実現し、快適な街とするためには、移転してきた人達が移転元となる大曲・浜須賀地区や市街地各地区、また再建する大曲漁港と石巻市の水産加工団地等、関連する地区相互を接続する主要幹線となる本路線の整備が必要である。又、本路線は緊急時には大曲漁港に職を持つ人等に対する避難路としての役割も担うものである。</p> <p>幅員等の仕様については、宮城県津波避難計画策定指針 (案) に基づき、緊急時に車両を路肩に乗り捨てても、緊急車両が擦れ違い可能な幅員とし、また避難時には徒歩・自転車を原則とすることから、安全に避難できるように路肩・歩道を広めにする予定である。今次津波では各地で車両での避難が集中、それにより渋滞が発生し被害が拡大したことを教訓に、大曲漁港等を職場とするなどの周辺住民に対して、原則自転車・徒歩での避難を徹底するため、啓発活動を行っていく予定である。</p> <p>東矢本駅北地区区画整理事業は工事着工が平成 25 年 2 月を予定していることから、本路線も早期着工しないと移転者に不便をきたすことから、早期の事業着手が必要である。</p> <p>現状 W=7.0m L=1.2km 整備後 W=17m L=4.5km</p> <p>整備幅員については第 2 回申請において片側歩道による整備として W=13m と計画していたが、市街地に接続する道路であること、また歩行者、自転車の避難幅員の確保を考慮すると両側歩道とする必要があることから、地元東松島市と調整し、両側歩道として W=17m と計画変更するものである。</p>					
※東松島市復興まちづくり計画 p11					
・ 今回の被害状況および避難状況を検証して、安全な一時避難場所、避難所および避難ルートの設定、確保を行います。津波を減衰させる構造物の構築とあわせ、沿岸部から迅速に内陸部に避難できる道路や高台への避難路あるいは避難構造物等を確保します。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
＜平成 24 年度＞					
測量・調査・設計を実施。					
予備設計を 24 年度中に完了。					
用地測量・補償物件調査を H25.1 より実施し、H25.8 の用地買収開始までに完了。					
＜平成 25 年度＞					
詳細設計を 4 月より実施し、工事着手までの H25.12 までに完了。					
都市計画決定を 7 月予定。					
事業認可を 8 月取得予定。					
その後用地買収の実施、工事着手。					

**東日本大震災の被害との関係**

東松島市沿岸地区は、皇室にも献上された海苔生産に優れる大曲漁港が整備され、農用地を挟み市街地を形成しているが、今次津波により漁港は壊滅的被害を受け、市街地も重大な被害を被っている。漁港周辺に居住していた人達に対しては、職住分離により住居は防災集団移転となるが、職場となる漁港への通いが必要となる。またその生産品は石巻市内の水産加工団地へも輸送することとなるため、石巻市街地との接続も被災地復興として重要となってくる。また漁港・農地等の津波浸水区域内に職を持つ人達にとり、緊急時には迅速に避難できるルートの確保が必要となることから、本路線の整備は重要なものとなってくる。

※区域の被害状況も記載して下さい。

**関連する災害復旧事業の概要**

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

**関連する基幹事業**

事業番号	
事業名	
交付団体	

**基幹事業との関連性**

--

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	71	事業名	防災公園事業基本計画策定費	事業番号	◆D-22-1-1
交付団体	宮城県		事業実施主体 (直接/間接)	宮城県 (直接)	
総交付対象事業費	20,000 (千円)		全体事業費	20,000 (千円)	
事業概要					
既設矢本海浜緑地の来園者及び石巻港工業地区の従業員等の津波発生時の緊急的な一時避難地として、現県立矢本海浜緑地に隣接する場所に避難築山の機能を持った防災公園を整備する。 公園種別：大規模公園 (広域公園)					
当面の事業概要					
＜平成 25 年度＞ 県立の都市公園である矢本海浜緑地周辺には石巻港の工業地等があり、津波被災時には当公園来園者や従業員等の避難者の内、逃げ遅れ者が 1 割程度生じると想定されるものの、津波浸水高以上の適当な高台は無く、津波防災上支障となっている。よって本調査で東松島市の津波避難計画や、保安林の復旧計画と調整を図りながら一時避難地として築山を配した防災公園の適地を選定すると共に、避難対象人数の特定や必要な防災施設及びその施設規模の検討を行い、防災公園設置のための基本方針を策定する。 なお、東松島市復興整備計画及び宮城県地域防災計画に、津波被害を軽減する機能として位置づける予定である。					
東日本大震災の被害との関係					
既設矢本海浜緑地は太平洋沿岸に沿っているため、5 m 程度の津波を直接受ける状況であったが、閑散期であったため幸い来園者の被害は出なかったものの、当公園には一時避難地となる高台は設置されておらず、メイン施設から北上運河を越える避難路まで 3 km 程度と離れているため、繁忙期であれば甚大な被害が生じたことが想定され、津波防災上原形のままでの復旧は困難となっている。					
関連する災害復旧事業の概要					
矢本海浜緑地災害復旧事業 A = 15.9 ha 本調査で選定する避難築山の設置位置を踏まえながら、避難可能な範囲での復旧を検討する。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号	D-22-1				
事業名	都市公園事業 (防災公園)				
交付団体	宮城県				
基幹事業との関連性					
本事業で、基幹事業となる都市公園事業の基本計画を策定する。					